

4. 付属資料

4.1. グリーン購入法（条文）

○国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）

（最終改正 平成15年7月16日法律第119号）

（目的）

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等

への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標

二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

- 第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。
- 2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境大臣の要請)

- 第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

- 第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。
- 2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

- 第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(環境物品等に関する情報の提供)

- 第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。
- 第十三条 他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効か

つ適切な情報の提供に努めるものとする。

(国による情報の整理等)

第十四条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

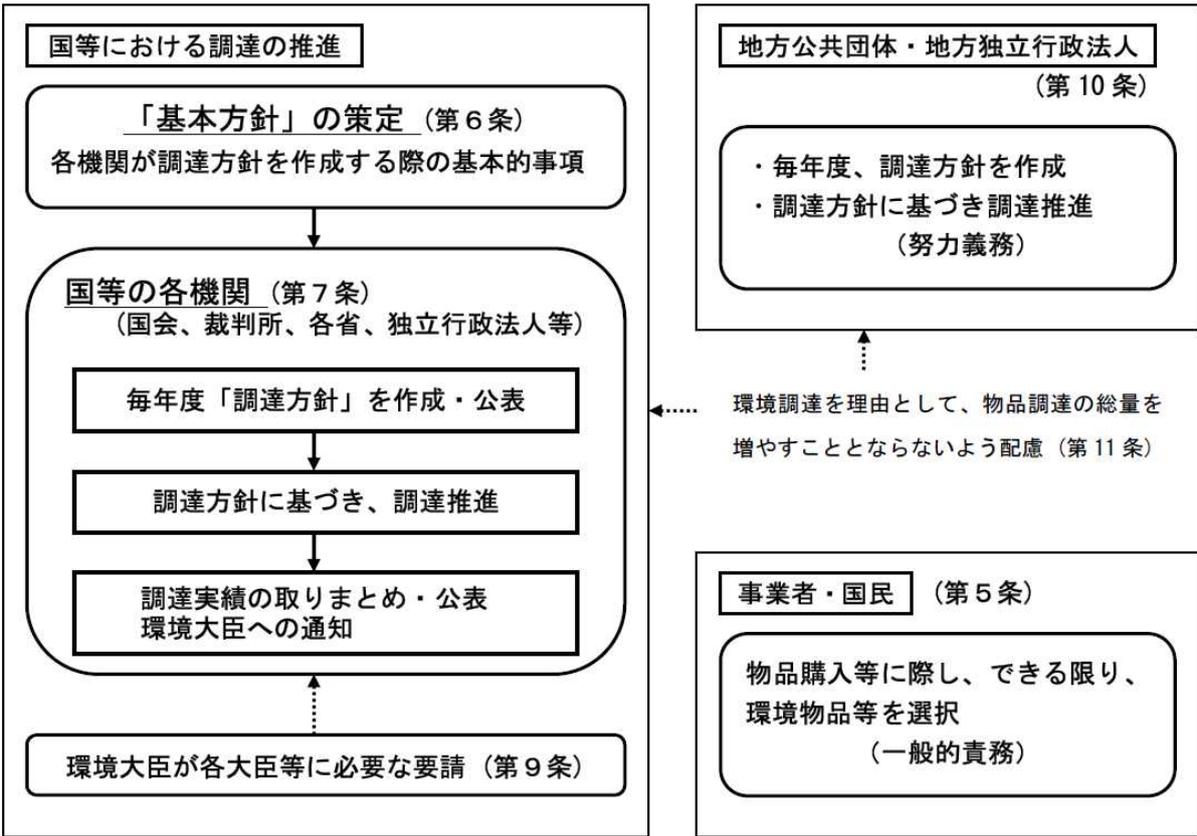
グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など



情報の提供

製品メーカー等（第12条）
製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）
科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

4.2. グリーン購入法基本方針（個別品目の判断の基準を除く）

○環境物品等の調達に関する基本方針（平成 26 年 2 月 4 日変更閣議決定）

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項の法人を定める政令（平成 1 2 年政令第 5 5 6 号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 4 条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成 1 2 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条〔再生品の使用の促進〕の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方によって、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考

慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に依りて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。(省略)

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求め、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあつては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

4.3. 特定調達品目の判断の基準の概要（品目群ごと）

平成 26 年度基本方針における特定調達品目の判断の基準について、適合の確認を必要とする項目と、確認方法の例を整理しました（配慮事項については除外）。表中、確認方法の例の記載内容のうち、※印は古紙配合率または再生プラスチック配合率を確認する上で参考となる調査手法を意味します。

4.3.1. 紙類

① コピー用紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
古紙パルプ配合率	※古紙配合品調査手法による調査 日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
森林認証材パルプ利用割合	森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC 等）による証明
間伐材パルプ利用割合	林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」による証明 環境省「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」による証明
その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合	判断の基準備考 1 の要件を満たす調達方針及び同方針に基づいて使用されたパルプの実績等
白色度 ^{*1}	「JIS P 8148 紙、板紙及びパルプーISO 白色度（拡散青色光反射率）の測定方法」により製品の白色度を測定
坪量 ^{*2}	「JIS P 8124 紙及び板紙ー坪量測定方法」により製品の坪量を測定
塗工量 ^{*3}	塗工量測定装置による塗工量の測定等
総合評価値が 80 以上であること	判断の基準備考 5 に示される算定式により算出された総合評価値が 80 以上であること
製品への総合評価値及びその内訳の記載	総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、及び評価値）を製品に記載 (製品に記載できない場合) ウェブサイト等で確認できるようにし、参照先を明確にすること
バージンパルプの合法性	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明
再生利用しにくい加工が施されていないこと ^{*4}	財団法人古紙再生促進センター「古紙標準品質規格」の禁忌品に該当しないこと等

*1：コピー用紙、塗工されていない印刷用紙

*2：コピー用紙

*3：塗工されている印刷用紙

*4：塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

② フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
古紙パルプ配合率	※古紙配合品調査手法による調査 日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
白色度*	「JIS P 8148 紙、板紙及びパルプーISO 白色度（拡散青色光反射率）の測定方法」により製品の白色度を測定
塗工量	塗工量測定装置による塗工量の測定等
バージンパルプの合法性	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別

	企業等の独自の取組による証明方法」による証明
--	------------------------

*：フォーム用紙

③ トイレットペーパー、ティッシュペーパー

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
古紙パルプ配合率	※古紙配合品調査手法による調査
	日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明

4.3.2. 文具類

① 主要材料がプラスチックの場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生プラスチック配合率*	※再生プラスチック配合品調査手法による調査
	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*：品目により満たすべき配合率の数値は異なる。品目により、適用対象が容器など対象品の一部に限定される場合がある。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックと、ポストコンシューマ材料に限定しない再生プラスチックでは、満たすべき配合率の数値は異なる。

② 主要材料が木質の場合、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
間伐材、端材等の再生資源の使用	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
合法木材の使用	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明

③ 主要材料が紙の場合、主要材料以外の材料に紙が含まれる場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
古紙パルプ配合率 ^{*1}	※古紙配合品調査手法による調査
	日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
バージンパルプの合法性 ^{*2}	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明

*1：品目により満たすべき配合率の数値は異なる

*2：紙の原料にバージンパルプ（間伐材、端材等の再生資源により製造されたものを除く）が使用される場合

④ 植物を原料とするプラスチックの使用*

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの使用	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること
	ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法）
	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*：メディアケース、OA フィルター（枠あり）、OHP フィルム（インクジェット用のもの）、ファイル（クリアホルダー）、窓付き封筒（紙製）

⑤ 再生材料の使用*

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生材料使用率	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*：チョーク、グラウンド用白線

⑥ その他の個別的項目

・ダストブロワー

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）の不使用、又は地球温暖化係数が小さい物質の使用	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
（可燃性の高い物質が使用されている場合） 製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等 適切な取扱い方法の記載

・メディアケース

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること*	厚さの測定

*：再生プラスチック配合率、植物を原料とするプラスチックの使用、本項目のいずれかの要件を満たすこと

・けい紙、起案用紙、ノート

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
（塗工されているもの） 塗工量（両面）*	塗工量測定装置による塗工量の測定等
（塗工されていないもの） 白色度*	「JIS P 8148 紙、板紙及びパルプーISO 白色度（拡散青色光反射率）の測定方法」により製品の白色度を測定

*：古紙パルプ配合率またはバージンパルプの合法性に加えて、本項目の要件を満たすこと

⑦ 金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していない場合
文具類の判断の基準の対象とする品目に含まれない。

4.3.3. オフィス家具等

① オフィス家具共通

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
保守部品又は消耗品の供給期間	部品・消耗品の供給体制・社内基準等

② 大部分の材料が金属類*である棚又は収納用什器

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
棚板の機能重量	棚板重量の測定
	棚耐荷重の測定
	判断の基準表 1 備考の算定式により機能重量を算出
単一素材分解可能率	判断の基準備考 3 の算定式により単一素材分解可能率を算出

環境配慮設計（リデュース配慮、リサイクル配慮）	判断の基準表 2 の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計（リデュース配慮、リサイクル配慮）がなされていること
-------------------------	--

*：製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるもの

③ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生プラスチック配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの配合率	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

④ 金属を除く主要材料が木質の場合、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
間伐材、端材等の再生資源の使用*	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
合法木材の使用*	林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明
材料からのホルムアルデヒドの放散速度	（対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料） 「F☆☆☆☆の基準を満たしたもの」であること （上記以外の木質材料） 「JIS A 1460 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデンケーター法」により測定

*：主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は、これらの項目のみ適用

⑤ 金属を除く主要材料が紙の場合、主要材料以外の材料に紙が含まれる場合

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
古紙パルプ配合率*1	※古紙配合品調査手法による調査 日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
バージンパルプの合法性*2	林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明

*1：主要材料以外の材料に紙が含まれる場合は、本項のみ適用

*2：紙の原料にバージンパルプ（間伐材、端材等の再生資源により製造されたものを除く）が使用される場合

4.3.4. OA 機器

① コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
（使用される用紙が特定調達品目に該当する場合） 特定調達物品等を使用することが可能であること	特定調達物品等である用紙の使用等
リユースに配慮したコピー機等であること*1	判断基準1の要件を満たす、製造時にリユースを行なうシステムがあること （上記システムから製造された「再生型機」及び「部品リユース型機」） 部品の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
標準消費電力量	経済産業省「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」により測定
スリープへの移行時間*2	実際の使用条件での使用等
基本マーキングエンジンのスリープ消費電力*2	経済産業省「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」により測定
待機時消費電力*2	経済産業省「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」により測定

*1：製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造された「再生型機」及び「部品リユース型機」。「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

*2：製品速度の区分ごとに、基準値が異なる。

② 電子計算機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率*	省エネ法 にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有率	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出 （必要な場合）「JIS C 0950 附属書 C（参考）算出対象物質の測定方法」により測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」により表示
（一般行政事務用ノートパソコン） 搭載機器・機能の簡素化がなされていること	判断の基準備考6に示された搭載機器・機能の簡素化の要件を満たすこと

*：サーバ型の場合、CPUの種別等の区分ごとに、クライアント型の場合、電源・メモリチャネル数の区分ごとに、基準値が異なる。

③ プリンタ等（プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
標準消費電力量*	経済産業省「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」により測定

(使用される用紙が特定調達品目に該当する場合) 特定調達物品等を使用することが可能であること	特定調達物品等である用紙の使用等
---	------------------

*：プリンタ等の種別・製品速度の区分ごとに基準値が異なる。

④ ファクシミリ

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
標準消費電力量*1	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定
スリープへの移行時間*2	実際の使用条件での使用等
印刷エンジンのスリープ消費電力*2	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定
待機時消費電力*2	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定

*1：インクジェット方式を除くファクシミリ。製品速度の区分ごとに、基準値が異なる。

*2：インクジェット方式のファクシミリ。

⑤ スキャナ

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
スリープへの移行時間	実際の使用条件での使用等
基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定
待機時消費電力	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定

⑥ 磁気ディスク装置

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
エネルギー消費効率*	省エネ法 にもとづく経済産業省告示 (特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等) により測定

*：磁気ディスク装置の種別の区分ごとに、基準値が異なる。

⑦ ディスプレイ

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
消費電力*	経済産業省「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」により測定
動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る	実際の使用条件での使用等
特定の化学物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE) の含有率	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 (必要な場合)「JIS C 0950 附属書 C (参考) 算出対象物質の測定方法」に準じて測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示

*：オンモード消費電力、スリープモード消費電力、オフモード消費電力。対角線画面サイズの区分ごとに、基準値が異なる。

⑧ シュレッダー

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）	※設計書、電力測定機による測定等

⑨ デジタル印刷機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率*	判断の基準備考 4 に示された測定条件と算定式による待機電力の測定、算出
（使用される用紙が特定調達品目に該当する場合） 特定調達物品等を使用することが可能であること	特定調達物品等である用紙の使用等

*：デジタル印刷機の種別ごとに、基準値が異なる。

⑩ 記録用メディア（判断の基準はケースに適用）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生プラスチック配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること	厚さの測定
集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること	—
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの使用	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
古紙パルプ配合率*1	※古紙配合品調査手法による調査 日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
バージンパルプの合法性*2	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明

*1：紙製の場合

*2：紙の原料にバージンパルプ（間伐材、端材等の再生資源により製造されたものを除く）が使用される場合

⑪ 電池（一次電池又は小形充電式電池）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
（一次電池） 最小平均持続時間*	「JIS C 8515 一次電池個別製品仕様に規定する放電試験条件」により測定
小形充電式電池（二次電池）であること	—

*：形状の通称・負荷抵抗の区分ごとに基準値が異なる。

⑫ 電子式卓上計算機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
太陽電池による電力供給量の割合	設計書、電力測定機による測定等
再生プラスチック配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

⑬ カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
使用済カートリッジの回収及びマテリアルリサイクル*1のシステムがあること	判断の基準備考7の要件を満たすシステムがあること
回収したカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率	判断の基準備考5の定義により再使用・マテリアルリサイクルされた部品質量の割合を算出
回収したカートリッジ部品の再資源化率	判断の基準備考6の定義により再資源化率を算出
回収したカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること	判断の基準備考8の定義を満たすシステムがあること
トナー及びインクの化学安全性が確認されていること	判断の基準備考9の条件を満たす化学安全性が確認されていること
（感光体） カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと*2	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
（使用される用紙が特定調達品目に該当する場合） 特定調達物品等を使用することが可能であること	特定調達物品等である用紙の使用等

*1：マテリアルリサイクルはトナーカートリッジのみ。

*2：トナーカートリッジ。

⑭ 掛時計

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること	設計書、動作確認結果の記録等
（太陽電池及び一次電池が使用される場合） 通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること	設計書、動作確認結果の記録等
（一次電池のみで使用される場合） 電池が5年以上使用できるものであること	「JIS B 7026 時計－電池寿命の表示」による電池寿命

⑮ プロジェクタ

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
製品本体の重量* ¹	判断の基準表 1 の算定式を用いて重量を算出
消費電力* ¹	判断の基準表 2 の算定式を用いて消費電力を算出
待機時消費電力	設計書、電力測定機による測定等
（光源ランプに水銀を使用している場合） 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること	判断の基準備考 4 の要件を満たす情報提供がなされていること
（光源ランプに水銀を使用している場合） 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること	判断の基準備考 5 の要件を満たす仕組みがあること
保守部品又は消耗品の供給期間	部品・消耗品の供給体制・社内基準等
特定の化学物質* ² の含有率	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 （必要な場合）「JIS C 0950 附属書 C（参考）算出対象物質の測定方法」に準じて測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示

*1：有効光束の区分ごとに、基準算定式が異なる。

*2：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE

4.3.5. 移動電話（携帯電話、PHS）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
搭載機器・機能の簡素化がなされていること	判断の基準備考 2 の要件に示された機能等に限定されていること
機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること	設計書等
環境配慮設計がなされていること	判断の基準表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計（リデュース配慮、リユース配慮、リサイクル配慮）がなされていること
環境配慮設計の実施状況を容易に確認できること	環境配慮設計の内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表されていること
使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること	判断の基準備考 4 の要件を満たすシステムがあること
回収及びマテリアルリサイクルの取組効果が容易に確認できること	取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表されていること
回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること	システムフロー、関係事業者リスト、実績（適正処理量・率等）等

バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）	システムフロー、関係事業者リスト、実績（修理件数、交換部品数等）等
特定の化学物質*の含有率	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 (必要な場合)「JIS C 0950 附属書 C (参考) 算出対象物質の測定方法」に準じて測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示

*：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE

4.3.6. 家電製品

① 電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定 判断の基準表の算定式により算定
冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること* ²	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出 「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」により表示

*1：電気冷蔵庫等の区分ごとに、基準算定式が異なる。

*2：電気冷凍庫には適用しない。

② テレビジョン受信機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率算定値* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定 判断の基準表 1 の算定式により算定
エネルギー消費効率またはエネルギー消費効率算定値* ²	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定 判断の基準表 2 の算定式により算定
冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出
	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」により表示

*1：ブラウン型テレビ。走査方式の区分ごとに、基準算定式が異なる。

*2：液晶テレビ、プラズマテレビ。画素数の区分ごとに、基準値または基準算定式が異なる。

③ 電気便座

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率*	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定

*：洗浄機能の区分ごとに、基準値が異なる。

④ 電子レンジ

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率*	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出
	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」により表示

*：機能の区分ごとに、基準値が異なる。

4.3.7. エアコンディショナー等

① エアコンディショナー

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
	判断の基準表 1 または表 2 の算定式により算定
エネルギー消費効率またはエネルギー消費効率算定値* ²	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
	判断の基準表 3 の算定式により算定
冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報が容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出
	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」により表示

*1：家庭用のエアコンディショナー。冷房能力の区分ごとに、基準値が異なる。

*2：業務用のエアコンディショナー。冷房能力の区分ごとに、基準値または基準算定式が異なる。

② ガスヒートポンプ式冷暖房機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
成績係数*	(JIS 適合機種) 「JIS B 8627-1 ガスヒートポンプ冷暖房機—第1部：一般要求事項」により期間成績係数（APF）を算定
	(JIS 適合外機種) 判断の基準表備考2の算定式により一次エネルギー換算成績係数（COP）を算定
冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*：成績係数の算定に必要な、冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力の数値は、「JIS B 8627-2 ガスヒートポンプ冷暖房機—第2部：直吹き形ガスヒートポンプ冷暖房機一定格性能及び運転性能試験」、または、「JIS B 8627-3 ガスヒートポンプ冷暖房機—第3部：ダクト接続形ガスヒートポンプ冷暖房機一定格性能及び運転性能試験」により測定。

③ ストーブ（ガスストーブ、石油ストーブ）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
エネルギー消費効率またはエネルギー消費効率算定値* ²	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
	判断の基準表2の算定式により算定

*1：ガスストーブ。

*2：石油ストーブ。吸排気方式・伝熱方式の区分ごとに、基準値または基準算定式が異なる。

4.3.8. 温水器等

① 電気給湯器（ヒートポンプ式電気給湯器）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
成績係数（COP）* ²	判断の基準備考2の算定式により成績係数（COP）を算出
冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。* ¹	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*1：家庭用ヒートポンプ式電気給湯器

*2：業務用ヒートポンプ式電気給湯器

② ガス温水機器・石油温水機器・ガス調理機器

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率*	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定

*：機器の種別の区分ごとに、基準値が異なる。

4.3.9. 照明

① 照明器具

・蛍光灯照明器具

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
特定の化学物質の含有率*	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 （必要な場合）「JIS C 0950 附属書 C（参考）算出対象物質の測定方法」に準じて測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示

*：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE

・LED 照明器具

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
LED 照明器具の固有エネルギー消費効率	判断の基準備考 6 の定義により固有エネルギー消費効率を算出 「JIS C 8105-5:2011 照明器具第 5 部：配光測定方法」に準じて全光束を測定 定格消費電力
平均演色評価数	「JIS C 7801 一般照明用光源の測光方法」及び「JIS C 8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン」に規定される光源色及び演色評価数測定に準じて平均演色評価数を測定
LED モジュール寿命	設計書等 「JIS C 8152-3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 3 部：光束維持率の測定方法」に準じて LED モジュール寿命を測定
特定の化学物質の含有率*	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 （必要な場合）「JIS C 0950 附属書 C（参考）算出対象物質の測定方法」に準じて測定
上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示

*：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE

・LED を光源とした内照式表示灯

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
定格寿命	設計書等 「JIS C 8105-5:2011 照明器具第 5 部：配光測定方法」に準じて全光束を測定
特定の化学物質の含有率*	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」に準じて算出 （必要な場合）「JIS C 0950 附属書 C（参考）算出対象物質の測定方法」による測定

上記化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に準じて表示
--------------------------------	---

*：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE

② ランプ

・蛍光ランプ（直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
平均演色評価数	「JIS C 7801 一般照明用光源の測光方法」に規定される光源色及び演色評価数測定に準じて平均演色評価数を測定
管径	設計書、管径の測定等
水銀封入量	設計書、原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
定格寿命	設計書等

・電球形状のランプ（電球形 LED ランプ、電球形蛍光ランプ、その他の電球形状のランプ）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
エネルギー消費効率* ¹	省エネ法にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
平均演色評価数* ²	「JIS C 7801 一般照明用光源の測光方法」に規定される光源色及び演色評価数測定に準じて平均演色評価数を測定
定格寿命	電球形 LED ランプは「JIS C 8152-3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法」に準じて測定 電球形蛍光ランプは「JIS C 7620-2 一般照明用電球形蛍光ランプ—第 2 部：性能仕様」の定格寿命に準じて測定
水銀封入量*	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*1：電球形蛍光ランプ。蛍光ランプの大きさの区分ごとに、基準値が異なる。

*2：電球形 LED ランプ

4.3.10. 自動車等

① 自動車

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車* ¹	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車に限る。）であること
一定の低排出ガス基準、燃料基準値を満たすガソリン自動車* ²	国土交通省「低排出ガス車認定実施要領」（平成 12 年 3 月 13 日告示）により排出ガスの排出量を測定
一定の燃料基準値を満たすディーゼル自動車* ²	国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」（平成 16 年 1 月 31 日告示）により JC08 モード燃費値を測定
	国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」（平成 16 年 1 月 31 日告示）により JC08 モード燃費値、あるいは JE05 モード燃費値を測定

一定の低排出ガス基準、燃料基準値を満たす LP ガス自動車*2	国土交通省「低排出ガス車認定実施要領」(平成 12 年 3 月 13 日告示)により排出ガスの排出量を測定
	国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」(平成 16 年 1 月 31 日告示)により 10・15 モード燃費値を測定

*1：ガソリン自動車、ディーゼル自動車、LP ガス自動車以外。

*2：車種別の車両重量の区分ごとに基準値が異なる。

② ITS 対応車載器

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
ETC 対応車載器	—
カーナビゲーションシステム	—

③ タイヤ

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
転がり抵抗係数	「JIS D 4234 乗用車、トラック及びバス用タイヤ転がり抵抗試験方法—単一条件試験及び測定結果の相関」により測定
スパイクタイヤでないこと	—

④ エンジン油 (2 サイクルエンジン油)

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
生分解度	OECD (経済協力開発機構)「化学品テストガイドライン」による試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 301B (CO₂ 発生試験) ・ 301C (修正 MITI (I) 試験) ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)
	ASTM (アメリカ材料試験協会) 試験法による試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法) ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC ₅₀ 値	「JIS K 0102 工場排水試験方法」による試験
	「JIS K 0420-71 水質—淡水魚 [ゼブラフィッシュ (Brachydanio rerio Hamilton—Buchanan) (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定 第 1 部: 止水法、第 2 部: 半止水法、第 3 部: 流水法」による試験
	OECD (経済協力開発機構) 203 (魚類急性毒性試験) による試験

4.3.11. 消火器

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
消火薬剤の再生材料使用率	原料の調達記録、生産記録 (原料投入・配合等) 等
製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること	判断の基準備考 2 の要件を満たすシステムがあること

4.3.12. 制服・作業服（制服、作業服、帽子）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率*1	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の配合率*2	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること	判断の基準備考 6 の要件を満たすシステムがあること

*1：ポリエステル繊維の繊維部分全体重量比により、満たすべき配合率の数値が異なる。

*2：制服、作業服。

4.3.13. インテリア・寝装寝具

① カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率*1	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の配合率*2	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること	判断の基準備考 5 または 6 の要件を満たすシステムがあること
再使用詰め物の使用率*3	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*1：ポリエステル繊維の繊維部分全体重量比により、満たすべき配合率の数値が異なる。

*2：カーテン、布製ブラインド。

*3：ふとん。

② タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの配合率*	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること

	ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法）
	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

*：ニードルパンチカーペット。

③ ベッドフレーム

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生プラスチック配合率 ^{*1}	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
間伐材、端材等の再生資源の使用 ^{*2}	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
合法木材の使用 ^{*2}	森林認証、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明
材料からのホルムアルデヒドの放散速度 ^{*2}	（対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料） 「F☆☆☆の基準を満たしたもの」であること （上記以外の木質材料） 「JIS A 1460 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケーター法」による測定
古紙パルプ配合率 ^{*3}	※古紙配合品調査手法による調査 日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
バージンパルプの合法性 ^{*3}	林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」にもとづく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」または「個別企業等の独自の取組による証明方法」による証明

*1：金属を除く主要材料が、プラスチックの場合。

*2：金属を除く主要材料が、木質の場合。

*3：金属を除く主要材料が、紙の場合。

④ マットレス

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の配合率	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
フェルトへの未利用繊維・反毛繊維の使用	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和49年9月26日厚生省令第34号）」により測定
ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）の不使用	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

4.3.14. 作業手袋

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
ポストコンシューマ材料からなる繊維の配合率	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等

4.3.15. その他繊維製品

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率 ^{*1}	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
再生ポリエチレン繊維の配合率 ^{*2}	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの配合率 ^{*3}	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること ASTM（アメリカ材料試験協会）試験法による試験 ・D6866-08（放射性炭素と同位体比率重量分析を用いた自然領域の材料のバイオベース率の決定試験法） 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の配合率 ^{*4}	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること ^{*5}	判断の基準備考の要件を満たすシステムがあること

*1：集会用テント、防球ネット、旗・のぼり・幕類。ポリエステル繊維の繊維部分全体重量比により、満たすべき配合率の数値は異なる（以下同様）。

*2：ブルーシート、防球ネット。

*3：防球ネット、旗・のぼり・幕類。

*4：モップ。

*5：集会用テント、モップ。

4.3.16. 設備

① 太陽光発電システム（公共・産業用）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
太陽電池モジュールのセル実効変換効率	判断の基準備考 3 の算定式によりセル実効変換効率を算出
太陽電池モジュール及び周辺機器について、情報が開示され容易に確認できること	判断の基準別表 1 に示された項目の情報が開示され容易に確認できること
発電電力量等が確認できるものであること	発電電力量等を確認できる機器等が装備されていること
（太陽電池モジュールの出力） 公称最大出力の 80% 以上を最低 10 年間維持できるように設計・製造されていること	「JIS C 8961 太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法」により測定

(パワーコンディショナ) 定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること	設計書等
(太陽電池モジュール) エネルギーペイバックタイムが3年以内であること	エネルギーペイバックタイムの算出

② 太陽熱利用システム (公共・産業用)

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
集熱器の集熱効率	「JIS A 4112 太陽集熱器」により算出
集熱器及び周辺機器について、情報が容易に確認できること	判断の基準別表 2 に示された項目の情報がウェブサイト等で容易に確認できること

③ 燃料電池

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
燃料電池であること	—

④ 生ゴミ処理機

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
生ゴミ処理機であること	—

⑤ 節水機器 (節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ)

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
電気を使用しないこと	設計書等
吐水流量	設計書、流量計による測定等 節水コマについては「JIS B 2061 給水栓」の吐水流量試験に準じて測定

⑥ 日射調整フィルム

判断の基準 (適合の確認項目)	確認方法の例
遮蔽係数	「JIS A 5759 建築窓ガラス用フィルム」により測定
可視光線透過率	「JIS A 5759 建築窓ガラス用フィルム」により測定
熱貫流率	「JIS A 5759 建築窓ガラス用フィルム」により測定
適切な耐候性	「JIS A 5759 建築窓ガラス用フィルム」による試験
貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること	判断の基準備考3にもとづく、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていること
上記について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること	ウェブサイト等における情報の開示 第三者による審査報告書等
フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること	情報の開示

4.3.17. 災害備蓄用品

- ① 飲料水（ペットボトル飲料水）、食料（缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
賞味期限	厚生労働省・農林水産省「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月）により表示
製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名の記載	厚生労働省・農林水産省「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月）による賞味期限の設定 左記表示が行われていること
容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること*	システムフロー、関係事業者リスト、実績（回収量・率、再利用量・率等）等

*：レトルト食品等

- ② 生活用品・資材等（毛布、作業手袋、テント、ブルーシート）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の配合率* ¹	※再生プラスチック配合品調査手法による調査 原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
ポストコンシューマ材料からなる繊維の配合率* ²	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること* ³	判断の基準備考7の要件を満たすシステムがあること

*1：毛布、テントの場合、ポリエステル繊維の繊維部分全体重量比により、満たすべき配合率の数値は異なる。

*2：作業手袋。

*3：毛布、テント。

- ③ 一次電池

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
最小平均持続時間*	「JIS C 8515 一次電池個別製品仕様に規定する放電試験条件」により測定
使用推奨期限	製品仕様書等

*：形状の通称の区分ごとに、基準値が異なる。

- ④ 非常用携帯燃料

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
品質保証期限	品質保証書等
名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名の記載	左記表示が行われていること

⑤ 携帯発電機

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
排出ガス基準	ガソリンエンジンは「JIS B 8008-4 往復動内燃機関-排気排出物測定-第4部：各種用途の定常状態における試験サイクル」の G2 モード、ディーゼルエンジンは「JIS B 8008-4 往復動内燃機関-排気排出物測定-第4部：各種用途の定常状態における試験サイクル」の D2 モードにより排出ガスを測定
騒音レベル	「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法(平成9年建設省告示第1537号)」により測定
連続運転可能時間	設計書等

4.3.18. 印刷（役務）

判断の基準（適合の確認項目）	確認方法の例
印刷・情報用紙に係る判断の基準を満たす用紙の使用	紙類の判断の基準と確認の方法を参照
紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと	判断の基準表 1 に示された B、C 及び D ランクの材料が使用されていないこと（表 3 資材確認票の利用）
印刷物へリサイクル適性を表示	判断の基準備考 5 によりリサイクル適性を表示すること
印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること	判断の基準表 2 に示された環境配慮項目及び基準を満たすこと
植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキの使用	（植物由来の油を含有したインキ） 植物由来の油含有量の比率が判断の基準備考 7 の要件を満たすこと （芳香族成分） 「JIS K 2536 石油製品-成分試験方法 第 1 部～第 6 部」により測定

4.4. 特定調達品目の判断の基準とエコマーク認定基準の関係

表9に示したように、グリーン購入法特定調達品目の「判断の基準」と対応する様々な既存環境ラベルがあります。ここでは、特にグリーン購入法特定調達品目と対応する品目数が多いエコマークについて、対応関係を整理⁶⁰しました。エコマーク認定商品には、グリーン購入法特定調達品目の「判断の基準」と、すべての項目について同等以上の基準によるもの、一部基準が異なるもの、対応しないものがあります。このため、調達の際に、エコマーク認定商品を参考とする場合は注意が必要です。

グリーン購入法		エコマーク	
分野	特定調達品目	対応するエコマーク商品類型	備考
紙類	コピー用紙	No.106「情報用紙」	
	情報用紙		
	フォーム用紙		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	No.107「印刷用紙」	
	塗工されている印刷用紙		
衛生用紙	トイレットペーパー	No.108「衛生用紙」	
	ティッシュペーパー		
文具類	シャープペンシル	No.112「文具・事務用品」	
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	マーキングペン		
	鉛筆		
	スタンプ台		
	朱肉		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
	定規		
	トレー		
	消しゴム		
	ステープラー(汎用型)		
	ステープラー(汎用型以外)		
	ステープラー金切ムーバー		
	連射式クリップ(本体)		
	事務用修正具(テープ)		
	事務用修正具(液状)		
	クラフトテープ		
	粘着テープ(布粘着)		
	両面粘着紙テープ		
	製本テープ		
	ブックスタンド		
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ		
	マグネット(玉)		
	マグネット(バー)		
	テープカッター		
	パンチ(手動)		
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削(手動)		
OA クリーナー(ウェットタイプ)			

⁶⁰ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局「平成26年度版 エコマークとグリーン購入法特定調達品目の対応表」

グリーン購入法		エコマーク	
分野	特定調達品目	対応するエコマーク商品類型	備考
文具類	OA クリーナー(液タイプ)	No.112「文具・事務用品」	
	ダストブロワー		
	レターケース		
	メディアケース		
	マウスパッド		
	OA フィルター(枠あり)		
	丸刃式紙裁断機		
	カッターナイフ		
	カッティングマット		
	デスクマット		
	OHP フィルム		
	絵筆		
	絵の具		
	墨汁		
	のり(液状)(補充用を含む。)		
	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
	のり(固形)		
	のり(テープ)		
	ファイル		
	バインダー		
	ファイリング用品		
	アルバム		
	つづりひも		
	カードケース		
	事務用封筒(紙製)		
	窓付き封筒(紙製)		
	けい紙		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル		
	インデックス		
	付箋紙		
付箋フィルム			
黒板式き			
ホワイトボード用レーザー			
額縁			
ごみ箱	No.128「日用品」		
リサイクルボックス	No.112「文具・事務用品」		
缶・ボトルつぶし機(手動)	No.128「日用品」		
名札(机上用)	No.112「文具・事務用品」		
名札(衣服取付型/首下げ型)			
鍵かけ(フックを含む。)			
チョーク	紙製:No.114「紙製の包装用材」 プラスチック製:No.118「プラスチック製品」		
グランド用白線			
梱包用バンド			
オフィス家具等	いす	No.130「家具」	
	机		
	棚		
	収納用什器(棚以外)		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
	ホワイトボード		

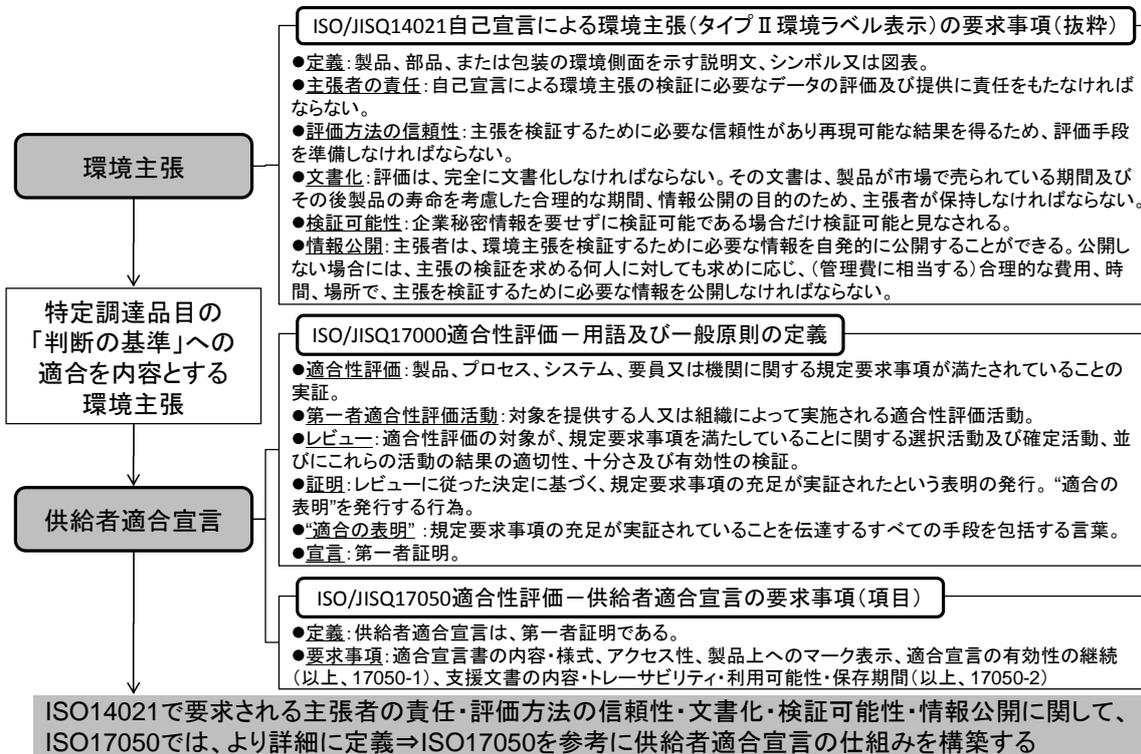
グリーン購入法		エコマーク		
分野	特定調達品目	対応するエコマーク商品類型	備考	
OA機器	コピー機	No.117「複写機」		
	コピー機等	複合機		No.117「複写機」 またはNo.122「プリンタ」
	コピー機等	拡張性のあるデジタルコピー機		No.117「複写機」
	電子計算機	電子計算機		No.119「パーソナルコンピュータ」
	プリンタ等	プリンタ		No.122「プリンタ」
		プリンタ/ファクシミリ兼用機		
	ファクシミリ	ファクシミリ		対象基準なし
	スキャナ	スキャナ		
	磁気ディスク装置	磁気ディスク装置		
	ディスプレイ	ディスプレイ		No.119「パーソナルコンピュータ」
	シュレッダー	シュレッダー		対象基準なし
	デジタル印刷機	デジタル印刷機		No.133「デジタル印刷機」
	記録用メディア	記録用メディア		No.112「文具・事務用品」
	電池	一次電池又は小形充電式電池		対象基準なし
	電子式卓上計算機	電子式卓上計算機		
カートリッジ等	トナーカートリッジ	No.132「トナーカートリッジ」		
	インクカートリッジ	No.142「インクカートリッジ」		
掛時計	掛時計	No.134「時計」		
プロジェクタ	プロジェクタ	No.145「プロジェクタ」		
移動電話	2品目	対象基準なし		
家電製品 電気冷蔵庫等	3品目			
テレビジョン受信機	テレビジョン受信機	No.152「テレビ」		
電気便座	電気便座	対象基準なし		
電子レンジ	電子レンジ			
エアコンデインナー等	3品目	対象基準なし		
温水器等	4品目			
照明 照明器具	3品目			
ランプ	蛍光灯(直管型:大きさの区分40形蛍光灯)	No.150「電球形LEDランプ(A形)」		
	電球形のランプ			
自動車等	自動車	対象基準なし		
ITS対応車載器	2品目			
タイヤ	乗用車用タイヤ			
エンジン油	2サイクルエンジン油		No.110「生分解生潤滑油」	
消火器	消火器	No.127「消火器」		
制服・作業服	制服	No.103「衣服」	再生PET 繊維の認定品はグリーン購入法に適合	
	作業服			
	帽子			
インテリア・カーテン等 寝装寝具	カーテン	No.104「家庭用繊維製品」	制服・作業服に同じ	
	布製ブラインド			
カーペット	タフテッドカーペット	No.123「建築製品(内装工事関係用資材)」	制服・作業服に同じ	
	タイルカーペット			
	織じゅうたん			
	ニードルパンチカーペット			
毛布等	毛布	No.104「家庭用繊維製品」	制服・作業服に同じ	
	ふとん			
ベッド	ベッドフレーム	No.130「家具」	フェルト部分の全てが未利用繊維または反毛繊維を使用した認定品はグリーン購入法に適合	
	マットレス			
作業手袋	作業手袋	No.103「衣服」	再生PET 繊維の認定品、またはポストコンシューマ材料のみを使用した認定品はグリーン購入法に適合	
その他 テント・シート類 繊維製品	集会用テント	No.104「家庭用繊維製品」	制服・作業服に同じ	
	ブルーシート	No.128「日用品」	再生ポリエチレンの認定品はグリーン購入法に適合	

グリーン購入法		エコマーク	
分野	特定調達品目	対応するエコマーク商品類型	備考
その他繊維製品 防球ネット	防球ネット	No.105「工業用繊維製品」	再生PET 繊維または再生ポリエチレン繊維の認定品はグリーン購入法に適合
	旗 のぼり 幕	No.105「工業用繊維製品」	制限・作業服に同じ
	モップ	No.104「家庭用繊維製品」	未利用繊維または反毛繊維の認定品(いずれも25%以上使用した製品)、リサイクル繊維(再生PET 繊維、ケミカルリサイクル繊維など)の認定品はグリーン購入法に適合
設備	太陽光発電システム(公共・産業用)	対象基準なし	
	太陽熱利用システム(公共・産業用)	No.154「太陽熱利用システム」	
	燃料電池	対象基準なし	
	生ゴミ処理機	No.125「生ゴミ処理機」	
	節水機器	No.116「節水型機器」	
	日射調整フィルム		
災害備蓄用品 災害備蓄用品(飲料水)	ペットボトル飲料水	対象基準なし	
災害備蓄用品(食料)	7品目		
災害備蓄用品 (生活用品・資材)	毛布	No.104「家庭用繊維製品」	制限・作業服に同じ
	作業用手袋	No.103「衣服」	再生PET 繊維の認定品、またはポストコンシューマ材料のみを使用した認定品はグリーン購入法に適合
	テント	No.104「家庭用繊維製品」	制限・作業服に同じ
	ブルーシート	No.128「日用品」	再生ポリエチレンの認定品はグリーン購入法に適合
	一次電池		
	非常用携帯燃料		
	携帯発電機		
公共工事 (資材) 盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	対象基準なし	
	土工用水砕スラグ		
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	No.131「土木製品」	製鋼スラグ原料のものはグリーン購入法に適合
	高炉スラグ骨材		
コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	No.131「土木製品」	
	銅スラグ骨材		
	電気炉電極ヒスラグ骨材		
	再生加熱アスファルト混合物		
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		鉄鋼スラグ原料のものはグリーン購入法に適合
	中温化アスファルト混合物	対象基準なし	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	No.131「土木製品」	鉄鋼スラグ原料のものはグリーン購入法に適合
再生骨材等	アスファルト・コンクリート塊原料のものはグリーン購入法に適合		
小径丸太材	間伐材	No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」	間伐材を使用したものはグリーン購入法に適合
混合セメント	高炉セメント	No.131「土木製品」	高炉スラグを30%以上使用した認定品はグリーン購入法に適合
	フライアッシュセメント		フライアッシュを10%以上使用した認定品はグリーン購入法に適合
セメント	エコセメント		
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	対象基準なし	

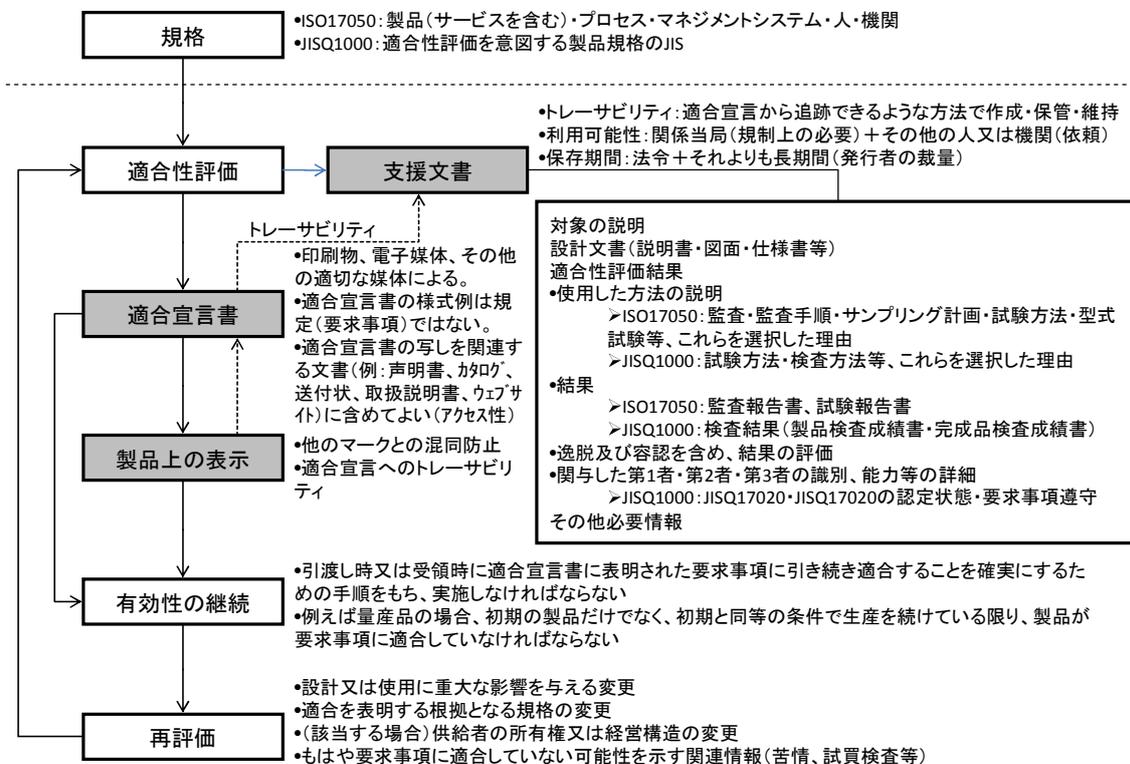
グリーン購入法		エコマーク	
分野	特定調達品目	対応するエコマーク商品類型	備考
公共工事 〈資材〉	吹付け コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	対象基準なし
	塗料	3品目	
	防水	高日射反射率防水	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	No.109「タイル・ブロック」	グリーン購入法とエコマークでは対象となる再生材料の種類が一部異なる
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	No.109「タイル・ブロック」 No.131「土木製品」	都市ごみ焼却灰、下水道汚泥20%(15%)以上使用した認定品はグリーン購入法に適合
園芸資材	バークたい肥	No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」	対象基準なし
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		
道路照明 中央分離帯ブロック	環境配慮型道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック	No.131「土木製品」	
タイル	陶磁器質タイル	No.109「タイル・ブロック」	グリーン購入法とエコマークでは対象となる再生材料の種類が一部異なる
建具	断熱サッシ・ドア	対象基準なし	
製材等	製材	No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」	
	集成材		
	合板		
	単板積層材		
フローリング	フローリング	No.123「建築製品(内装工事関係系用資材)」	
再生木質ボード	パーティクルボード	No.111「木材などを使用したボード」	
	繊維板		
	木質系セメント板	対象基準なし	
ビニル系床材	ビニル系床材	No.123「建築製品(内装工事関係系用資材)」	KS(種類)に該当するものはグリーン購入法の対象外
断熱材	断熱材		
照明機器	照明制御システム	対象基準なし	
変圧器	変圧器		
空調用機器	5品目		
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	No.138「建築製品(材料系の資材)」	使用済の硬質ポリ塩化ビニル管を原料とした認定品はグリーン購入法に適合
衛生器具	自動水栓	No.116「節水型機器」	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
	洋風便器		
コンクリート型枠	再生材料を使用した型枠	No.131「土木製品」	使用後の再リサイクルが行われている認定品はグリーン購入法に適合
〈建設機械〉	2品目	対象基準なし	
〈工法〉	7品目		
〈目的物〉	3品目		
役務	18品目		

4.5. 関連 ISO/JIS 規格の概略

ISO/JIS規格の関係整理

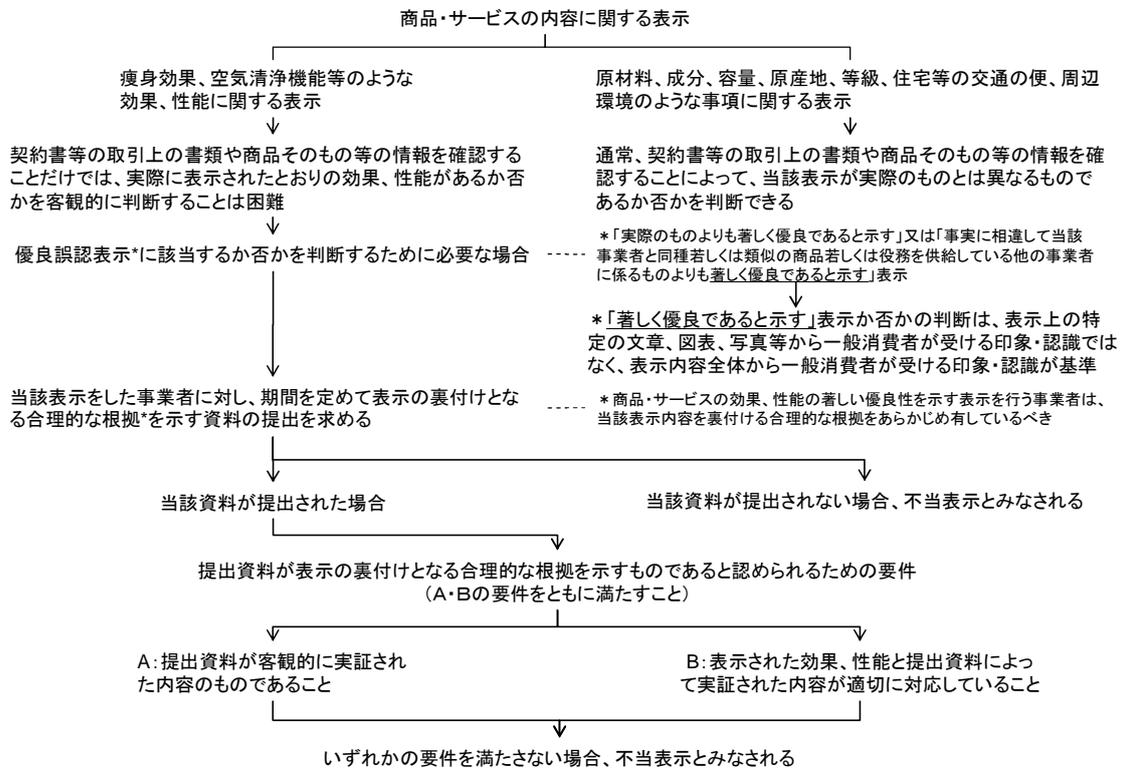


ISO17050供給者適合宣言/JISQ1000自己適合宣言指針の要求事項(概要)

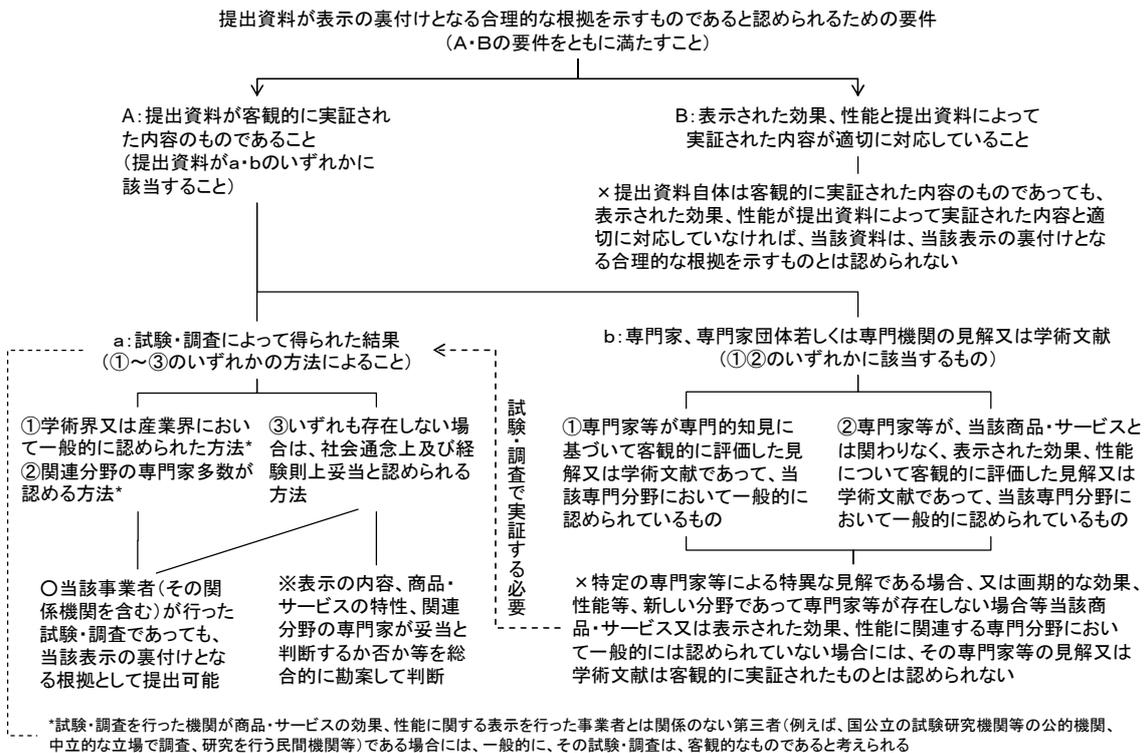


4.6. 不実証広告ガイドラインの概略

不実証広告ガイドラインの概要



効果・性能表示の「合理的な根拠」の判断基準



*試験・調査を行った機関が商品・サービスの効果、性能に関する表示を行った事業者とは関係のない第三者(例えば、国公立の試験研究機関等の公的機関、中立的な立場で調査、研究を行う民間機関等)である場合には、一般的に、その試験・調査は、客観的なものであると考えられる